

刈谷市事業用脱炭素促進設備導入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内における二酸化炭素排出量の削減を図るため、市内の事業所に二酸化炭素排出量の削減に寄与する省エネルギー設備等を導入する事業者に対し交付する刈谷市事業用脱炭素促進設備導入費補助金（以下「補助金」という。）に関し、刈谷市補助金等交付規則（昭和44年規則第29号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 省エネルギー診断 エネルギー管理士（エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）第51条に規定するエネルギー管理士免状の交付を受けた者をいう。以下同じ。）又は一級建築士、建築設備士その他のエネルギー管理士と同等の資格及び実績を有すると市長が認める者が、事業所全体のエネルギーの使用状況等の調査及び分析をし、年間のエネルギー使用量及び二酸化炭素排出量、二酸化炭素排出量の削減に資する措置の内容及びコスト並びに二酸化炭素排出量の削減効果を明示した報告書が作成されるものをいう。
- (2) 事業所 事業者が自ら行う事業活動の用に供する施設（居住の用に供されるものを除く。）をいう。
- (3) 省エネルギー設備等 エネルギー効率の向上若しくはエネルギー転換により二酸化炭素排出量の削減に寄与する設備又は太陽光発電設備等の再生可能エネルギー発電設備をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する法人とする。

- (1) 市内に事業所を有し、当該事業所において事業を行っていること。
- (2) 過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けた者にあつては、直近の補助金の交付の決定を受けた日から3年を経過していること。
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第1

22号)の規定により許可又は届出を要する事業を行う者でないこと。

(4) 代表者及び従業員が暴力団員(刈谷市暴力団排除条例(平成24年条例第8号)第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団(同条第1号に規定する暴力団をいう。)若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(5) 市税を滞納していないこと。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、次の各号のいずれにも該当する事業とする。

(1) 省エネルギー診断(補助金の交付を申請する日(以下「申請日」という。)前3年以内に実施したものに限り。)に基づき、市内に所在する事業所に次条に規定する補助対象設備を導入するもの

(2) 申請日において着手していないもの

(3) 申請日の属する年度の翌年度の2月末日までに完了するもの

(4) 次条に規定する補助対象設備を導入する事業所(以下「補助対象事業所」という。)の年間の二酸化炭素排出量を導入前と比較して10パーセント以上削減することが見込まれるもの

2 前項の規定にかかわらず、既に交付の決定を受けた補助金に係る省エネルギー設備等の導入に係る省エネルギー診断と同一の省エネルギー診断に基づくものは、補助対象事業としない。

(補助対象設備)

第5条 補助金の交付の対象となる省エネルギー設備等(以下「補助対象設備」という。)は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条第1項に規定する道路運送車両でないこと。

(2) 既存の設備と用途が同一であること(再生可能エネルギー発電設備を除く。)

(3) 中古品又はリースにより取得するものでないこと。

(4) 複数の事業者が共同で所有するものでないこと。

(5) 補助対象者が自ら製造又は販売をするものでないこと。

(6) 完全親会社(子会社の発行済株式総数の全部を保有している会社をいう。)

及びその子会社間の売買等により取得したものでないこと。

(7) 再生可能エネルギー発電設備にあっては、次のいずれにも該当するものであること。

ア 設置する事業所において発電した電気を使用するものであること。

イ 合計出力が10キロワット以上であること。

ウ 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づくFIT制度又はFIP制度の認定を取得するものでないこと。

2 前項の規定にかかわらず、市の他の補助金等の交付を受けて導入する省エネルギー設備等は、補助対象設備としない。

（補助対象経費）

第6条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象設備の導入に係る費用（消費税及び地方消費税相当額を除く。）のうち、次に掲げるものとする。

(1) 補助対象設備の購入及び設置に要する費用

(2) 設計に要する費用

(3) 既存の設備（補助対象設備に係る既存の設備に限る。）の撤去に要する費用

2 前項の規定にかかわらず、補助対象事業所の増改築に要する費用は、補助対象経費としない。

（補助金の額）

第7条 補助金の額は、補助対象経費の額に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。ただし、補助対象経費の額が300万円に満たないときは、これを交付しない。

2 前項本文の規定にかかわらず、補助対象事業について国、愛知県その他の機関（刈谷市を除く。以下同じ。）から補助金等の交付を受ける場合は、補助対象経費の額から当該補助金等の額を減じて得た額を補助対象経費の額とみなして、同項の規定を適用する。

3 補助金の額は、補助対象事業につき1,000万円を限度とする。

（交付の申請）

第8条 補助金の交付を受けようとする者は、市長が指定する日までに、刈谷市事

業用脱炭素促進設備導入費補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- （1）申請日前3月以内に発行された法人に係る登記事項証明書（全部事項証明書）
- （2）省エネルギー診断に係る報告書の写し
- （3）省エネルギー診断を行った者の資格又は実績を証明する書類の写し
- （4）補助対象設備の規格等が確認できる書類
- （5）再生可能エネルギー発電設備の合計出力、年間発電量及び自家消費の比率が確認できる書類（再生可能エネルギー発電設備を導入する場合に限る。）
- （6）全体配置図、補助対象設備の据付図等
- （7）現況が確認できる写真
- （8）補助対象経費の額が確認できる見積書等の写し

2 申請書の提出は、同一の補助対象者について1年度につき1回とする。

（交付の決定等）

第9条 市長は、申請書を受理したときは、補助金の交付の可否及び補助金1円当たりの削減効果（申請に係る補助金1円当たりの二酸化炭素排出量の削減効果をいう。以下同じ。）について審査するものとする。

2 市長は、予算の範囲内において、前項の規定による審査により補助金1円当たりの削減効果が高いと認めた補助対象事業の順に交付の決定をするものとする。

3 市長は、第1項の規定による審査の結果により補助金を交付することが適当と認めたときは刈谷市事業用脱炭素促進設備導入費補助金交付決定通知書（様式第2号）により、適当でないとしたときは刈谷市事業用脱炭素促進設備導入費補助金交付申請却下通知書（様式第3号）により申請書を提出した者に通知するものとする。

（計画の変更）

第10条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定事業者」という。）は、当該決定に係る内容の変更をしようとするときは、あらかじめ刈谷市事業用脱炭素促進設備導入費補助金計画変更承認申請書（様式第4号。以下「承認申請書」という。）に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、承認申請書を受理したときは、その内容を審査し、その結果を当該承

認申請書を提出した者に通知するものとする。

(事業の廃止)

第11条 交付決定事業者は、補助対象事業を廃止しようとするときは、刈谷市事業用脱炭素促進設備導入費補助金補助対象事業廃止届(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第12条 交付決定事業者は、補助対象事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は交付の決定を受けた日の属する年度の翌年度の2月末日のいずれか早い日までに刈谷市事業用脱炭素促進設備導入費補助金実績報告書(様式第6号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 補助対象事業に係る契約書の写し

(2) 補助対象経費の支払が確認できる領収書の写し等

(3) 補助対象事業の実施状況が確認できる写真

(4) 国、愛知県その他の機関からの交付決定通知書の写し(補助対象事業について国、愛知県その他の機関から補助金等の交付を受ける場合に限る。)

(5) その他市長が必要と認めるもの

(事業効果の報告)

第13条 交付決定事業者は、補助対象事業の完了の日の属する月の翌月から1年間の補助対象事業所に係るエネルギーの使用状況を市長が定める日までにエネルギー使用状況報告書(様式第7号)により市長に報告しなければならない。

(財産処分の制限)

第14条 交付決定事業者は、補助対象設備を売却し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助対象事業の完了の日から5年を経過したとき、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に規定する耐用年数に相当する期間を経過したとき、又は交付決定事業者の責めに帰すことができない事由があるときは、この限りでない。

(委任)

第15条 この要綱で定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

3 前項の規定にかかわらず、令和8年3月31日以前に補助金の交付の決定を受けた者に係る第10条の規定による計画の変更の申請、第11条の規定による事業の廃止の届出、第12条の規定による実績報告、第13条の規定による事業効果の報告及び第14条の規定による財産処分の制限については、なお従前の例による。